扶桑町宅地開発事業等に関する
指導要綱に基づく事前協議の流れ

※一般的な流れです。案件により日数が異なります。

事前調整

計画案に基づき「〇〇事業計画に伴う事前協議前の主管課調整録」作成

↓

申込書の提出　※締切日あり（裏面参照）

「扶桑町宅地開発審査会に関する事前協議申込書」提出

【提出部数】

申込書（第１号様式）	１部
第１号様式内の添付書類一式	２０部
事前協議前の主管課調整録	２０部
電波障害調査結果報告書（高さ 10m 以上の建築物の場合）	１部

↓

扶桑町宅地開発審査会開催（月１回）

↓

事業者・代理人への指導

指導事項の整理・地元説明会等開催

↓

報告書の提出

「扶桑町宅地開発事業等に関する事前協議についての報告書」「地元説明会報告書」提出

↓　５日程度（閉庁日を除く）

協議の成立

都市政策課より代理者へ連絡後、「誓約書」提出

↓

各種申請手続き

都市計画法、建築基準法、農地法等の申請手続きは、事前協議成立後に受付

↓

工事完了・検査

「工事完了届」「電波障害対策結果報告書」提出

締切日より10日程度（閉庁日を除く）